

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

| | |
|---|---------|
| 上尾蓮田線 | 路線名 |
| 北足立郡伊奈町大字小室字本五四五二番一 地先から同郡同町大字小室字本五六一五番 一地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和八年三月三十一日 | 供用開始の期日 |
| 令和八年三月三十一日付け北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四八二・九〇メートル | 備考 |